

船舶事故調査報告書

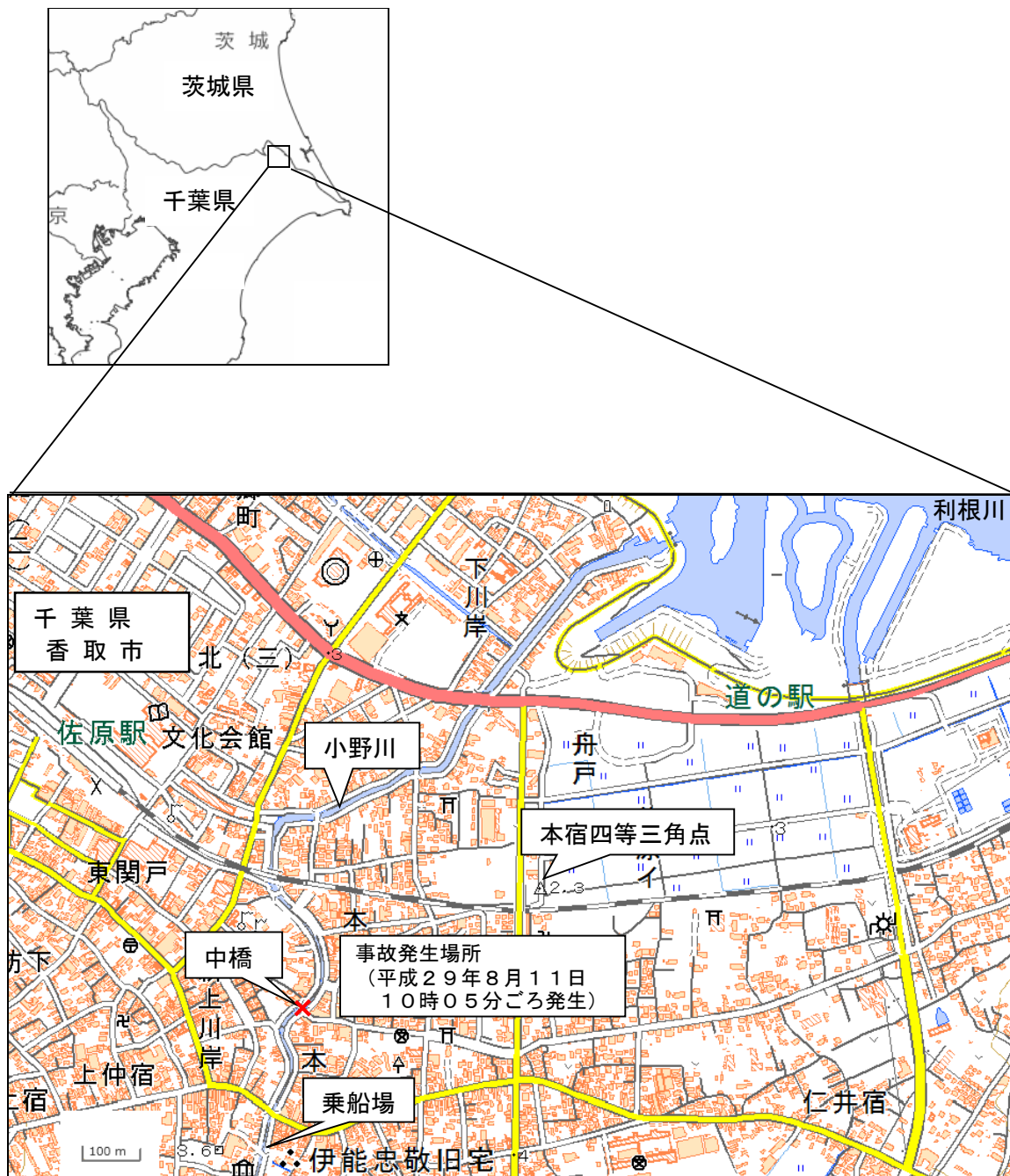
平成30年6月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 佐 藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成29年8月11日 10時05分ごろ
発生場所	千葉県香取市小野川の中橋 ほんじゆく 本宿四等三角点から真方位244° 480m付近 （概位 北緯35° 53.4′ 東経140° 29.9′）
事故の概要	遊覧船よしきりは、航行中、乗組員が死亡した。
事故調査の経過	平成29年8月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊覧船 よしきり、1.6トン 231-20210千葉、株式会社ぶれきめら（A社） 7.98m×1.99m×0.65m、FRP ガソリン機関、7.20kW、平成15年10月
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成16年8月2日 免許証交付日 平成27年12月3日 （平成33年3月24日まで有効） 乗組員 男性 73歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成54年7月13日 免許証交付日 平成27年9月7日 （平成33年8月21日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（乗組員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 小雨、風 なし 水象：川面 平穏
事故の経過	本船は、船長及び乗組員1人が乗り組み、旅客13人を乗せ、小野川の遊覧の目的で、乗組員が船首に乗り（前乗り）、船長が船尾で船外機の操縦ハンドルを持って操船し、平成29年8月11日10時00分ごろ伊能忠敬旧宅前の乗船場を出発した。 本船は、約2ノットの対地速力で下流に向けて航行中、中橋の手前

	に差し掛かり、船長が、H形鋼の橋桁にオーニング（天幕）が当たらないよう油圧装置を操作してオーニングを下げ、乗組員及び旅客が座った状態で頭を下げ、姿勢を低くして中橋の下を通過しようとしていた。 本船の左舷側の最前列に座って景観を楽しんでいた1人の旅客（以下「旅客A」という。）は、本船の船首が上流側の橋桁を通過している頃、オーニングの上で何かが擦れるような音を聞き、乗組員が頭を上げてオーニングの上をいじっているような気配がした後、10時05分本船の船首が下流側の橋桁を通過した頃、何か硬いものが当たったようながーんという音を聞き、船首部の甲板に倒れた乗組員を目撃した。 船長は、船首が中橋の上流側の橋桁を通過したので、自らも頭を下げて前方が見えない姿勢で操船していたところ、大きな異音を聞き、誰にともなく何の音と聞いたところ、旅客の1人から乗組員が倒れたと聞いた。 船長は、気が動転して本船が中橋を通過したかどうか記憶していなかったが、船外機を後進にかけて中橋の上流に戻り、オーニングを上げ、停留してA社に携帯電話で本事故の発生を連絡し、中橋の上流付近の乗降棧橋に本船を着棧させた。 旅客Aは、乗組員が意識がなく口と鼻から出血していたので、携帯電話で119番通報した。 乗組員は、救急車で病院に搬送された後、死亡が確認され、脳挫傷と検案された。 （付図1 事故発生場所概略図、付図2 本船概略図、付図3 本船の中橋通過概略図、写真1 中橋の橋桁 参照）
その他の事項	A社の運航担当者は、本事故当日の始発便の運航に当たり、前日からの雨で川が増水しており、流速は運航に支障を生じるような状況ではなかったものの、ふだんより水位が高かったので、当日配乗予定の乗組員全員と共に橋の下の通航の可否などについて検討し、係留棧橋に設置されている潮位標識で運航中止の判断目安である150cmを下回る約140cmの水位であったので、運航可能と判断していた。 本船は、折り返し場所など回頭する際に使用する直径約3cm、長さ約3mの2本の竹竿が、オーニング頂部付近にゴムバンドで固定されていた。 旅客Aは、中橋の下を通過する際、本船のオーニング上の竹竿が上流側の橋桁に擦れ、乗組員が竹竿が擦れるのを直そうとしていて下流側の橋桁に頭をぶつけたものと本事故後に思った。 船長は、入社後約15年の乗船経験があり、また、乗組員は、入社後約2年2月の乗船経験があった。

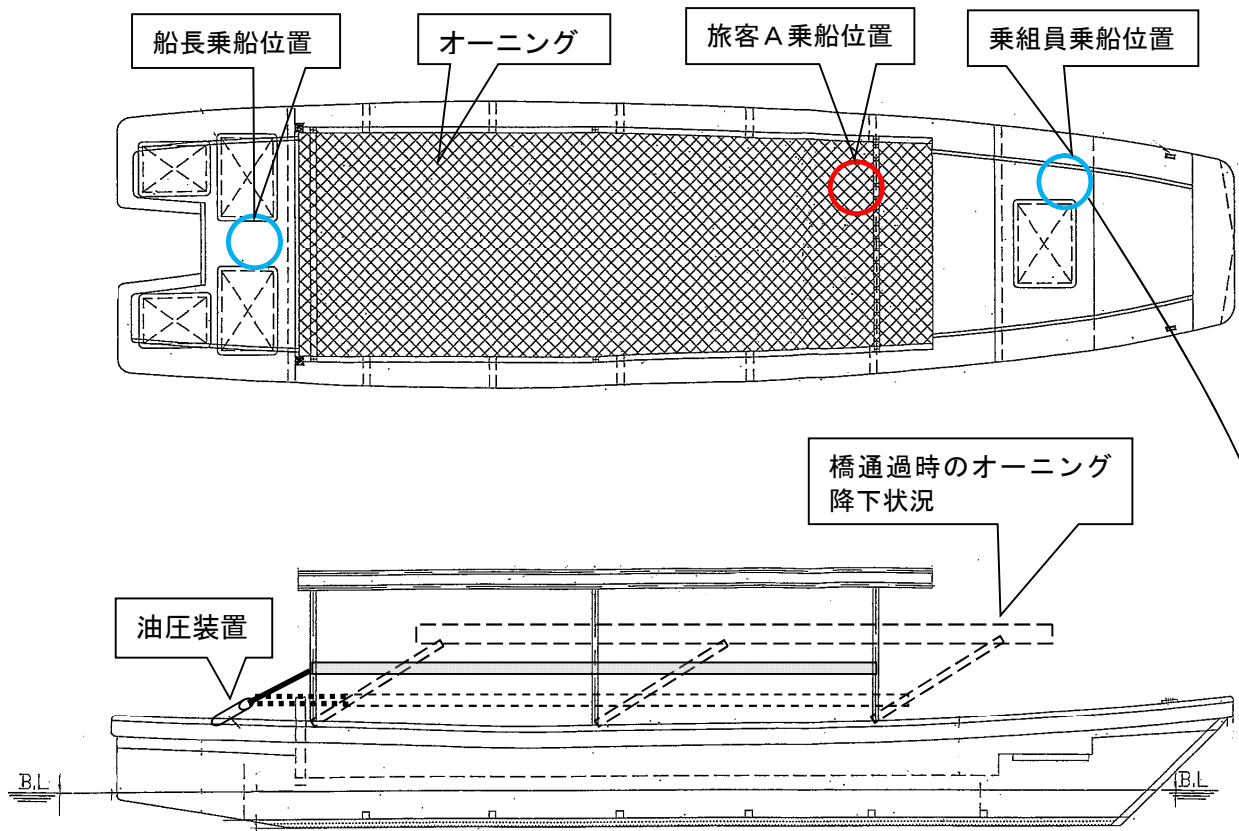
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 乗組員の死因は、脳挫傷であった。 本船は、小野川を下流に向けて航行中、雨により増水していた状況下、中橋の下を通過する際、乗組員が、頭を上げたことから、中橋下流側の橋桁に頭部を打ち付けるとともに同桁とオーニングの枠とに挟まれ、脳挫傷により死亡するに至ったものと考えられる。 乗組員は、本船のオーニング上の竹竿が橋桁に擦れるのを直そうとして頭を上げた可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、その状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、小野川を下流に向けて航行中、雨により増水していた状況下、中橋の下を通過する際、乗組員が、頭を上げたため、中橋下流側の橋桁に頭部を打ち付けるとともに同桁とオーニングの枠とに挟まれたことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	A社は、本事故後、次の改善策を講じた。 ・乗組員は、橋の下を通過する際、頭を上げないこと及び橋を通過することの呼び掛けを行い、指差し確認を行う。 ・乗組員は、水量や流速などの航路情報を互いに連絡して情報の共有を図る。 ・毎月、安全推進会議を開催し、安全運航などに関する事項を検討し、年に1回以上、安全訓練を実施する。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・乗組員は、橋の下を通過する際、何があっても頭を上げずに座ったまま低姿勢を保持すること。 ・船舶所有者は、運航中止の目安としている水位の見直しを検討することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図を使用

付図2 本船概略図



オーニング降下時の本船



オーニングを船首から見たところ



乗組員の乗船姿勢



付図3 本船の中橋通過概略図

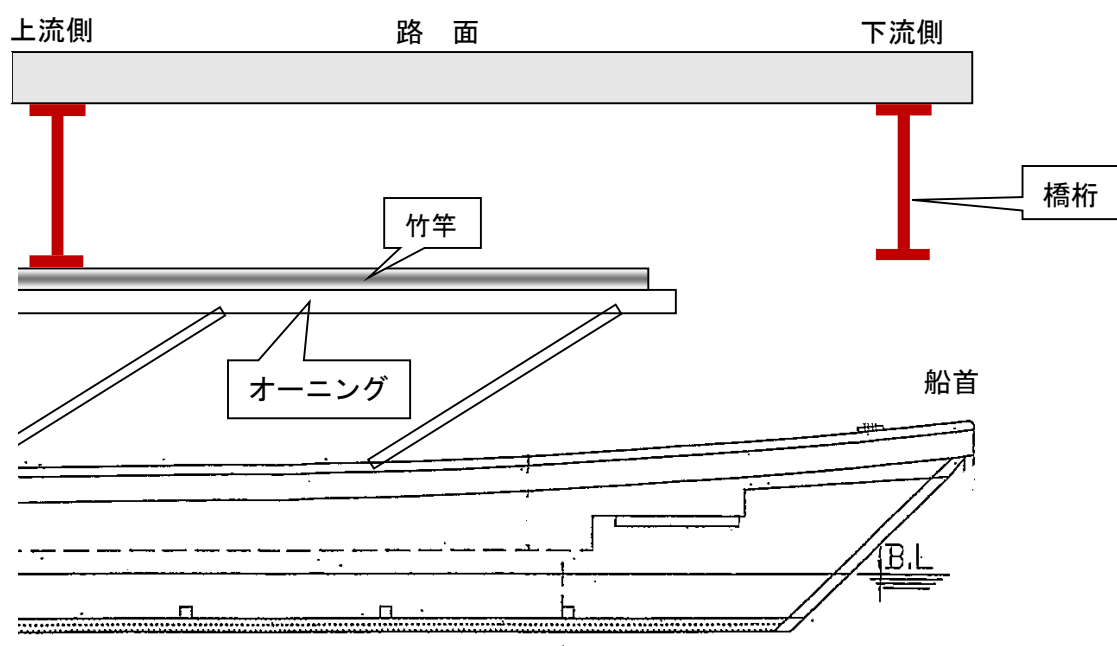


写真1 中橋の橋桁

